

東久留米市地域自立支援協議会設置要綱 (案)

平成 24 年 8 月 3 日訓令乙第 142 号

改正

平成 25 年 2 月 25 日訓令乙第 4 号

令和 6 年 4 月 1 日訓令乙第 号

(目的)

第 1 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 89 条の 3 第 1 項 3の規定に基づき、~~障害福祉に関する関係者による相互の連携及び、地域における情報共有、支援体制の整備について協議を行うために設置する~~東久留米市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置することについて必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第 2 協議会は、次に掲げる法第 89 条の 3 第 2 項に規定する事項及び次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 相談支援事業に係る中立・公平性の確保に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること。
- (3) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (4) 障害福祉計画・障害児福祉計画に関すること。
- (5) その他障害福祉に関することで協議会が必要と認めること。

(委員構成)

第 3 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから 17 名以内をもって構成し、市長が委嘱する。

- (1) 障害福祉に関する学識経験者
- (2) 障害当事者又は障害者団体・家族会等の代表者
- (3) 相談支援事業者
- (4) 障害福祉サービス事業者
- (5) 保健医療関係者
- (6) 教育関係者
- (7) 就労支援関係者
- (8) 民生児童委員の代表者
- (9) 社会福祉協議会の代表者

(会長及び副会長)

第 4 協議会に会長 1 名及び副会長 1 名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 法第89条の3第3項に基づき、協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取できる。関係機関等（同条第1項に規定にする関係機関等をいう。以下同じ。）に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

3 法第89条の3第4項に基づき、関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

(専門部会)

第7 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。次に掲げる専門部会を置く。

(1) こども部会

(2) 就労支援部会

(3) 住みよいまちづくり部会

2 専門部会は、調査事項について検討し、その結果を協議会に報告する。

3 前2項に定めるもののほか専門部会の組織、運営等に関して必要な事項は、別に定める。

(事務局機能)

第8 協議会は、事務局機能を担うものとして次に掲げる会議を置く。

(1) 事務局会議

(2) 相談支援事業所連絡会議

2 前項に規定する会議の組織、運営等に関して必要な事項は、別に定める。

(守秘義務)

第9-8 ~~委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。法第89条の3第5項の規定に基づき、協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。~~

(事務局及び庶務)

第10-9 ~~協議会の事務局は、東久留米市立さいわい福祉センターに置き、協議会の庶務は、事務局及び東久留米市立さいわい福祉センター及び障害~~

福祉課において処理する。

(その他)

第 ~~11-1-0~~ この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成24年10月1日から施行する。

付 則 (平成25年2月25日東久留米市訓令乙第4号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (令和6年 月 日東久留米市訓令乙第 号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。